

日南市社会福祉事業功労者等表彰要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、多年にわたり市社会福祉の増進に尽くし、その功績が著しい者又はその業績が他の模範となる民間福祉施設者若しくは民生委員児童委員協議会委員又は地区を表彰するため、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次の各号のとおりとし、表彰の基準はそれぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 社会福祉事業功労者表彰

- ・ 民生委員・児童委員としての功績が顕著であって、次に掲げる要件を満たす者

(ア) 現に民生委員・児童委員で10年以上永年勤続であること。

(イ) 原則として、表彰日現在、年齢が満50歳以上であること。

- ・ 民間社会福祉施設又は民間社会福祉団体の役員若しくは職員で、その功績が特に顕著であり、原則として表彰日現在、年齢が満50歳以上で、次の各号のいずれかに該当する者

(ア) 民間社会福祉施設又は民間社会福祉団体の役員として、その強化発展、育成、指導、奨励等に多大の貢献をした者で、原則としてその役員の経歴が10年以上である者

(イ) 民間社会福祉施設又は民間社会福祉団体の業務に10年以上従事する職員で、当該業務に精励し、特に勤務成績が優秀であって他の模範となる者

(2) 社会福祉事業、民間奉仕者及び奉仕団体表彰

多年にわたり地域の福祉向上のために尽力し、その功績が顕著であって、次に掲げる事項のいずれかに該当する者又は団体

- ・ 里親として児童を養育した期間が10年以上である者
- ・ 手話奉仕員、点訳奉仕員又は朗読奉仕員として活動した期間が10年以上あり、現在なお活動している者

- ・ 社会福祉事業の推進のため、民間奉仕活動の実践者として活動した期間が10年以上あり、現在なお活動している者
- ・ 福祉事業嘱託医として永年健康増進のため指導を行った医師
- ・ 母子及び父子児童福祉に功労のあった者
- ・ 自立更生により生活改善に尽力した者
- ・ 日赤及び献血事業に尽力した者

(3) 老人福祉功労者及び団体表彰

敬老思想の高揚を図るため、老人の福祉増進について、その功績が顕著であり他の模範となる個人又は団体

- ・ 多年にわたり、ねたきり老人の日常生活全般の介護について献身的な奉仕を行った者
- ・ 多年にわたり、老人福祉施設に入居している老人の福祉増進のため多大の貢献をした者
- ・ その他老人の福祉増進について多大の功績があった者

(4) 障がい者、自立更生及び更生援護功労者表彰

- ・ 自立更生者

身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者であって、よくその障がいを克服し、現在自立更生した他の障がい者の模範と認められる者

(ア) 身体障がい者は、障がいの程度が4級以上である者

(イ) 年齢は、原則として表彰日現在50歳以上であること。

- ・ 更生援護功労者

永年にわたり、障がい者の更生援護に尽くした功績が特に顕著であると認められる者で、次に掲げる条件を満たす者

(ア) 個人にあつては、民間人として障がい者の更生援護に10年以上従事していること。また、団体にあつては、障がい者の更生援護の活動が10年以上であること。

(イ) 個人の場合、年齢は原則として表彰日現在50歳以上であること。

(5) 優良民間社会福祉施設表彰

民間社会福祉施設で過去5年以上にわたり優秀な事業実績をあげ、その業績が特に顕著な施設

(6) 優良民生委員、児童委員協議会地区表彰

民生委員、児童委員協議会を設置する地区で、社会福祉事業に対する活動が活発であり、住民の理解と協力の程度が高く、その実績が特に顕著であって、他の地区の模範となるもの。

(特別表彰)

第3条 前条各号の規定に掲げるもののほか、社会福祉事業に対する功績が特に著しい者、又はその業績が特に他の模範となる者で、市長が特別表彰に値すると認めたもの。

(表彰の期間の計算)

第4条 表彰期間の計算は、原則として表彰日現在とする。ただし、期間が中断している場合には、中断した期間は除外し、実在の期間のみを通算する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行うものとする。

(表彰の時期)

第6条 表彰は、年1回行うものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。